

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 四三
- 告示 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件二件 四四
- 公告 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四四
- 公告 一般競争入札を行う件三件 四五
- 福島県選挙管理委員会 不在者投票のできる施設として指定した件 四六

## 規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十三号

#### 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五条の二第五号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。
- 別表の二の表第三号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属す

る職務の級が四級であつたものうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの  
別表の二の表第四号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち、特別調整額が給料月額に百分の十四以上の支給割合を乗じて得た額であるもの又は三種若しくは四種の区分に係る額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの

別表の二の表第五号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの又は四級であつたもの（第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。）

別表の二の表第六号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級若しくは特二級であつたものうち知事の定めるもの又は三級であつたもの（第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）

別表の二の表第七号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち職務段階別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者であつたもの又は特二級であつたもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）

別表の二の表第八号区分の項第三号中「平成十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち職務段階別加算割合が百分の五以上であつたものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたものうち職務段階別加算割合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの

就職先の事業所 名 称

第十二号様式中

又は公共職業訓練等の施設名	所在地
---------------	-----

就職先の事業所又は公共職業訓練等の施設名	名 称	所在地
	所在地	
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その名称及び所在地	名 称	所在地
	所在地	

に改める。

附 則

- 1 (施行期日等) この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)による別表の二の規定は、平成三十年四月一日から適用する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十二号様式により提出されている申請書は、改正後の規則第十二号様式により提出された申請書とみなす。

(職員業務課福利厚生室)

告 示

福島県告示第六百三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域  
南会津郡下郷町大字塩生字大石千三百二番
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県告示第六百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域  
田村市常葉町常葉字四重城四十一番一、四十一番八十二、四十一番百三十六及び九十七番の各一部並びに九十七番に接する水路の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県告示第六百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成三十年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
五十嵐ミツイ 五十嵐八郎 星千代吉 鹿目マサノ 五十嵐亀吉 芳賀留五郎
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと

公  
告

- と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第四百七十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

## 公告第181号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 振動試験装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年7月31日（水）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月19日

(水) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月19(水)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年8月21日(火)から同年9月19日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月17日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大ききの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年9月3日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年9月3日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月3日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Vibration test system 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 3 October 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 2 October 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第182号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月21日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン(福島県職員用)1,520台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月28日(木)
- (4) 納入場所 福島県総務部秘書課ほか計228か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月20日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月20日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年8月21日(火)から同年9月20日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月17日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月31日(金)午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月31日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月5日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨



- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural Official) 1,520 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 5 October 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 4 October 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第183号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（県立学校用）1,500台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年1月18日（金）
- (4) 納入場所 福島県立福島高等学校ほか計87か所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月20日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月20日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年8月21日（火）から同年9月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び同月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大

きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月31日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月31日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月5日（金）午前11時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural High School) 1,500 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:30 a.m., 5 October 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 4 October 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四條、第百十七條若しくは第百八十四條において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年八月八日次のとおり指定した。  
平成三十年八月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の所 在 地
特別養護老人ホーム花音	田村市船引町船引字下大平一〇五番地一